

第 1 節

事業計画策定の趣旨

1 事業計画策定の目的

旧市役所跡地周辺には旧市役所とともに都市機能の集積地を形成してきた公共公益施設がありますが、未更新の施設では老朽化や狭隘化、機能の限界などの課題を抱えています。

また、旧市役所跡地は、平成26年12月の市役所新庁舎の完成により、中心市街地の東の核をなす公共公益ゾーンとして役割が期待されています。

このような背景のもと、平成26年5月に長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針（以下「基本方針」という。）を策定、平成27年3月に長浜市役所本庁跡地等整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。これらを踏まえ、産業文化交流拠点の整備に取り組みます。

本計画では、産業文化交流拠点として整備するにあたり、施設や事業のあり方や進め方について、具体的な検討を交えながら、今後の事業展開の考え方を整理することとします。

○これまでの検討状況

| | |
|------------------------------|---|
| 平成 21 年 6 月 | 「長浜市中心市街地活性化基本計画」【現市庁舎敷地有効活用検討事業】 ・公共公益ゾーン整備事業に伴う東の核づくりの一環として導入機能等の検討 |
| 平成 22 年 8 月 | 「長浜市本庁舎整備基本構想」 ・中心市街地活性化の東の核づくりの一環として、民間利用を含めた有効活用の検討 |
| 平成 23 年 9 月 ～平成 25 年 7 月 | 長浜市役所庁舎跡地利用ワーキングチーム会議（全 6 回） ・庁内意見の把握、利活用案の比較検討 |
| 平成 25 年 9 月～ ～平成 27 年 3 月 | 長浜市役所本庁跡地利活用検討委員会（関係課長会議） ・庁内意見の整理、施設機能の検討 |
| 平成 26 年 2 月 | 「市長マニフェスト」 ・本庁跡地での市民の交流と知の拠点となるような多機能型施設の整備 |
| 平成 26 年 3 月 | 「第 2 期長浜市中心市街地活性化基本計画」【公共空間活用事業】 ・文化機能、地域交流機能、産業支援機能を備えた多機能型交流施設の整備 |
| 平成 26 年 5 月 | 「長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針」 ・本庁跡地の活用理念、導入機能等に関する基本的な考え方 |
| 平成 26 年 6 月～ ～平成 27 年 3 月 | 本庁跡地整備基本構想検討会議（有識者・関係団体・公募市民参加） ・基本構想について意見聴取 |
| 平成 27 年 3 月 | 「長浜市役所本庁跡地等整備基本構想」 ・施設の機能と特徴、整備基本方針 |
| 平成 27 年 4 月～ | 長浜市産業文化交流拠点整備検討委員会（関係課長会議） 長浜市産業文化交流拠点整備検討会議（有識者・関係団体・公募市民参加） |
| 平成 27 年 11 月 28 日 | 私たちの産業文化交流拠点をつくらうワークショップ |

2 導入機能

本計画の前提条件となる施設に導入する機能については、基本構想で以下のとおりまとめています。

(1) 中央図書館機能

市民の知的欲求を満ちし、地域と人をつなぐ知の拠点となるとともに、市内の図書館を統括し、質の高い図書館サービス提供の要となる、長浜市図書館基本計画を踏まえた施設とします。

○図書館サービスの拠点機能

- ・中央図書館として市内図書館を統括する機能をもつ図書館サービスの拠点とします。
- ・レファレンスの利用促進、機能強化のため、レファレンスデスクを設置し、高難度の事例は中央図書館が調査回答する図書館体制を整えます。
- ・中央図書館と地域の各館のネットワークにより、中央図書館で集約した情報を市内全域に発信し活用できる体制を整えます。

○知の拠点機能

- ・国会図書館をはじめ国内の各種図書館との相互協力体制づくりを進め、市民が求める資料・情報を提供します。
- ・市民の多様な知的活動を支援するため、積極的に情報を収集・提供します。
- ・市の最新情報はもとより、地域に関する資料を収集・提供し、長浜市の歴史や文化を記録して未来へ継承します。
- ・地域にゆかりの深い歴史上の人物や伝統的な祭り、産業や観光などを意識して長浜市の魅力を市の内外にアピールする幅広い資料収集と提供に努めます。
- ・産業支援など他の施設機能の取組・活動を支援するため、各種専門資料や情報等を収集し、情報面でのバックアップ支援を行います。

(2) 公民館機能

生涯学習、社会教育活動の推進を図るとともに、地域づくりの活動拠点、地域を核とした地域コミュニティの活性化へとつなげる施設とします。

○生涯学習機能

- ・生涯学習の拠点として市内の自主学習グループやサークル活動等を育成支援するとともにその取組を広く発信します。
- ・「子ども」「高齢者」「女性」「子育て」「人権」等のテーマに沿った講座を開設します。
- ・長浜市に息づく「歴史」「文化」「自然」「環境」等を学ぶ機会を充実します。
- ・生きがいづくり、健康づくりのための学習機会を充実します。
- ・子どもたちが、地域で安心して遊んだり、学んだりできる機会を充実します。

○地域コミュニティ機能

- ・誰もが気軽に利用できる施設とし、地域住民の交流を促進します。
- ・地域住民による地域づくりの活動拠点とします。
- ・地域課題を把握し、地域の特性を生かしたまちづくりにつながる活動を行います。

(3) 市民活動支援機能

市民活動、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、地域づくり協議会等の組織の設立・運営管理に関して、専門的かつ総合的に支援する施設とします。なお、後述の地域福祉支援機能との連携を図ります。

○相談機能

- ・個人から団体まで、組織・運営管理に関する相談に応じ、課題解決を支援します。

○人材育成機能

- ・組織運営に関する講座、リーダー養成講座等を開催し、組織運営を担う人材を育成します。

○情報提供機能

- ・組織運営の活性化を支援するために、ホームページの運営、メールマガジン・広報紙の発行、助成金情報・他団体の情報の収集や提供を行います。

○ネットワーク促進機能

- ・交流会等を開催し、活動団体同士のネットワークづくりを推進します。

(4) 地域福祉支援機能（（仮称）地域福祉活動支援センター・長浜市社会福祉協議会）

長浜市地域福祉計画により、地域福祉を支える基盤として市が整備を行うもので、長浜市社会福祉協議会の市民やボランティアによる福祉活動の総合支援拠点、次世代につながる地域福祉活動の推進と福祉情報の発信・交流拠点とします。なお、専門的な組織運営支援を行う市民活動支援機能との連携を図ります。

○福祉団体支援機能

- ・ボランティアコーディネーターを配置し、市民団体・ボランティア団体のコーディネート業務を行います。
- ・団体間連携・交流を促進します。
- ・情報コーナーの設置、ホームページの運営、情報誌の発行等により、福祉活動・ボランティア情報を発信します。
- ・ボランティア養成講座等を行い、人材育成します。
- ・災害時には、災害ボランティアセンターを設置します。

○福祉総合相談センター機能

- ・成年後見・権利擁護センター事業を行います。
- ・よろず相談・法律相談等、総合相談事業を行います。
- ・生活福祉資金貸付事業等、生活相談事業を行います。
- ・しょうがい・介護なんでも相談窓口を設けます。

○小地域福祉活動推進拠点機能

- ・地域福祉コーディネーターを配置し、住民主体による福祉活動を推進します。(日常生活支えあい促進事業等)
- ・地域見守り活動を推進します。
- ・ホームページの運営、広報紙の発行等、福祉情報を収集・発信します。
- ・しょうがい者交流事業、介護者のつどい、子育て支援事業等、テーマ型福祉活動を推進します。

(5) 産業支援機能

長浜商工会議所、市内各商工会と密接な連携を図りながら、産業支援の拠点として新たな取組の担い手に対して、求心力を持ち取組を支援する施設とします。

○創業支援機能

- ・創業塾等の開催や専門家による指導から創業計画書作成までの支援を行います。
- ・生活者視点の内発型産業や小規模かつ持続可能なビジネス等の事業化を支援します。

○情報受発信機能

- ・人材情報やマーケット情報、新商品や新たな技術開発、官民各支援策等の情報提供を行います。

○販路開拓支援機能

- ・見本市等を活用し、国内販路開拓を支援するほか、中小企業庁制度等の活用を促進し、海外販路開拓を支援します。
- ・個別マッチングや地域内企業のマッチング事業等の支援を行います。

○シェアスペース機能

- ・新たなビジネスの担い手が共同利用できるシェアスペースを設けます。

○フューチャーセンター機能※

- ・将来にわたるセンター機能として、ビジネスにチャレンジできる仕組みづくりを推進します。
- ・スムーズな情報連携と高度な専門性を備えた支援により、地域や分野の枠を超えたサポートを行います。
- ・既存組織の枠組みを超えて多様な利害関係者が交流する場をつくります。

※フューチャーセンター：対話を通じて地域や社会の課題を解決する場所

【併設施設】長浜商工会議所

長浜商工会議所を産業支援機能と併設することにより、商工会議所や市内各商工会との密接な連携を図り、一体的に市の産業支援を行うとともに、複合機能の利点を生かして長浜市全体の産業やまちづくりの進展、地域活性化を図ります。

なお、長浜商工会議所では、新商工会議所建設の基本方針を以下のとおり策定されています。

新商工会議所建設の基本方針

(1) 新長浜市の経済・産業活動の拠点づくり

- ・求心力を持ったより高次の未来志向の経済、産業支援力を持ち、関連機関と一体的に活動する拠点とします。

市内事業者が総合力を高め、内発型産業・循環型産業の充実と新商品開発、新分野の進出、販路開拓等の活動を通じて成長型産業の充実が必要であり、人と情報が集積交流する拠点として会議所づくりを行うことは単にハードの整備に留まらずソフト事業の高次化につながるものです。

(2) 市民生活を支え雇用の安定を図る拠点機能づくり

- ・経済・産業活動に加えて関係機関と連携した雇用労働対策の拠点とします。

地域経済の活性化が図られることは安定した雇用の場を生み、生活環境基盤の強化につながり、行政施策とともに安定した市民生活を支えるものです。

(3) 複合機能化による組織力・未来志向の向上

- ・組織内交流や組織間交流により、コミュニティビジネス等内発的な取組を活性化します。

多様な人材による交流拠点で高められた情報を的確に得ることで、複合関連諸機能が共有できる高次の活動向上が期待できます。

(4) 中心市街地の核づくり

- ・商工会議所が複合機能の中核を担うべくハード・ソフト事業に主体的に参画し、市・関係機関と連携します。

市・関係機関と連携することで、産業支援機能はもとより、人（勤労者）、文化、産業の交流から生まれる高次の情報受発信、新たな付加価値の創造を図ります。

(仮称) ながはま産業創造センターへの一体的支援と活動

- ・新市広域での効果的連携、人的・物的資源の活用による商工、サービス業の総合力向上を高めるための①内発型産業、循環型産業の育成、②成長型産業の充実などの取組を商工会議所、各商工会が一体的・組織的に支援し、複合機能施設の利点を生かして産業の進展に寄与します。

他の機能と関連すべき内容

- ・中央図書館機能…ビジネス支援図書館、電子産業図書、人材交流等
- ・公民館機能…人材交流、人材育成等
- ・市民活動支援機能…人材交流、人材育成等

(6) 共結^{きょうゆう}スペース

新たな賑わいと連携の導入空間として、施設利用者が広く利用できる共用スペースを設け、人と人のつながりを生み出す「共結^{きょうゆう}スペース」として、相互に機能を補完強化し、市民の交流を促進します。

○交流スペース

- ・人と人の出会い場、誰もが気軽に立ち寄って交流できる憩いの場をつくります。
- ・市民の学習成果の発表や絵画・工芸等の作品展示、産業展示等が可能なギャラリースペースを設けます。
- ・各機能の情報受発信機能と連携した情報コーナーを設けます。

○多機能スペース

- ・講演や会合、映画会、展示など多機能な用途に使用できるスペースを設けます。
- ・大規模な利用から小規模な利用まで多様な利用形態の対応を可能にします。
- ・可動間仕切り等を設け、複数の同時利用を可能にします。
- ・各機能の業務を考慮し、夜間や休日の利用も可能となるよう配慮します。

○ワーキングスペース

- ・市民団体等がチラシや資料作成などに使える印刷機を備えた作業スペースを設けます。

○子育て安心スペース

- ・子育て世代が安心して利用できる環境を整えます。

(7) 駐車場

○施設駐車場・駐輪場

- ・施設利用者にとって利用しやすく、施設の規模や機能を考慮した駐車スペースを確保し、適正に管理します。
- ・施設周辺でのイベント時には、駐車場不足に対する空きスペースの提供等にも配慮します。
- ・施設利用者に支障がない範囲で、観光バス乗降所と連携し、観光客の受入体制の充実を図ります。

○観光バス乗降所

- ・中心市街地の東の導入口として、観光客の受入体制を整備するとともに回遊性を向上し滞在時間の延長を図ります。
- ・複数の観光バス（2～3台）が同時に乗降可能となる機能とします。

3 関連計画との整合

①長浜市基本構想（平成19年6月策定、平成23年9月変更）

長浜市基本構想の土地利用の考え方において、自然とひととの共生を多様に育む「共生ゾーン」を基礎的なゾーンとして位置づけ、その上に、地域の個性を活かした活力ある都市活動が営まれる「都市ゾーン」を設定しています。そのなかで、中心市街地は都市機能集積ゾーンとして位置づけています。

②長浜市定住自立圏形成方針（平成23年9月策定）

長浜市定住自立圏形成方針では、旧長浜市を中心地域とし、旧6町を周辺地域とした「長浜市定住自立圏」の構築を掲げ、圏域の生活機能の強化や、結びつき・ネットワークの強化、圏域全体の総合的なマネジメントを行うことにより、圏域の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を目指すこととしています。

また、交流と賑わいの核となる中心市街地に都市機能を集積し、機能性の高い商業空間を形成するとともに、地域の特性を活かした商業振興を図ることとしています。

③長浜市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定、平成25年3月改定）

長浜市都市計画マスタープラン 都市づくりの全体構想において、中心市街地核となる中心市街地は、業務機能や文化・交流、行政等様々な都市機能の集積を図るとともに、計画的な土地利用による都市機能の強化を図ることとしています。また、観光地でもある中心市街地の駐車場の適正な配置を誘導し、公共交通の利便性向上および利用促進を図りつつ、中心市街地へのアクセスを高めていくこととしています。地域別まちづくり構想においては、中心市街地生活圏について、県北部の玄関口にふさわしい多様な都市機能を持つ市街地の中心核の形成とともに、長浜らしい歴史文化を感じられる質の高い居住空間の形成を目指すこととしています。

④長浜市本庁舎整備基本構想（平成22年8月策定）

長浜市本庁舎整備基本構想においては、本庁跡地について、旧市街地に残された貴重な土地であるとともに、市民にとっても愛着のある土地であることから、新庁舎の建設とともに中心市街地活性化の東の核づくりの一環として、民間利用を含めた有効活用を検討することとしています。

⑤第2期長浜市中心市街地活性化基本計画（平成26年4月策定 平成27年11月変更）

第2期中心市街地活性化基本計画においては、市役所、商工会議所、公民館や学校等が集積する公共公益ゾーンに位置する旧市庁舎跡地等を活用し、文化機能、地域交流支援機能、産業支援機能、市民活動支援機能、地域福祉支援機能を備えた多機能型の交流施設を整備することで、新たな賑わいを創出するとともに、市民生活の利便性を向上させるため、産業文化交流拠点整備事業として位置づけています。

⑥長浜市図書館基本計画（平成27年3月策定）

長浜市図書館基本計画においては、長浜図書館を中央図書館として移転新設することとし、中央図書館として市内の複数館を統括し一体的な図書館サービスを提供する要となることはもちろん、市民が活動し交流できる場、地域と人をつなぐ知の拠点として、また複合施設であることを生かした新しいサービスの拠点として整備することとしています。

⑦長浜市ひと・まち・しごと創生総合戦略（平成27年6月策定）

長浜市人口ビジョンでは、本市の人口移動の状況について、高校卒業に伴う大学進学または就職によるものと推察される転出者数が、大学卒業後に本市へ転入する数を上回っていると示されており、これらは、一旦、大学等へ進学した者にとって、本市に居住しながら勤務できる企業が十分に立地していない、あるいは、文系学部卒業者が活躍できる職種が少ないと推測されています。

そこで、本市においては、様々な角度から産業振興による新たな雇用を創出し、市外からの新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図っていくものとし、総合戦略では、「産業振興」を一つの大きな原動力として、子どもや若者が明るい未来を描く、持続可能な希望に満ちあふれた「活力あるまち」を創造することとしています。また、公共交通インフラを生かした都市機能の集約・強化を図るため、公共施設等の機能強化や再配置、市街地再開発事業を通じた住環境の創出や都市魅力の向上など、駅周辺に都市機能の集約と強化を図り、民間を含めた地域の経営資源を生かし、都市のコンパクト化と新たな賑わいの創出を進めることとしています。

⑧長浜市地域づくり指針（平成23年7月改訂）

長浜市地域づくり指針においては、地域づくり活動を支えるための行政の支援体制として、地域づくり協議会を含めた市の市民活動全体の活性化を目的として、情報提供、人材育成、助言相談などの機能を備えた中間支援体制を整備することとしています。なお、平成28年度には、中間支援体制として「市民活動センター」の開設を予定しています。

⑨長浜市産業振興ビジョン（平成24年6月策定）

長浜市産業振興ビジョンにおいては、本市が培ってきた経営者マインドを継承し、強固な経済基盤を創造するため、商工会議所・商工会を中心に、大学、関連団体、金融機関などとの連携を通じて、長浜ビジネスサポート協議会を設立し、専門家の派遣によるきめ細かな支援や企業家同士のサロン開催、企業情報の発信等に取り組み、将来的には協議会の法人化や、活動拠点施設として、「（仮称）ながはま産業創造センター」の整備を目指すこととしています。

⑩長浜市地域福祉計画（平成25年1月策定）

長浜市地域福祉計画では、市の役割について、地域福祉計画の策定・運用により、施策の総合的な展開に努め、公的サービスの適切な提供とともに、地域福祉を支える基盤の整備を図り、地域福祉の向上を推進する役割を担うこととしています。また、市社会福祉協議会が機能を有効的に発揮できるよう、地域や行政との連携による協働の体制づくりを進めることとしています。

⑪長浜市公民館活用方針（平成25年5月）

長浜市公民館活用方針においては、基本方針に「社会教育拠点としての公民館から地域拠点としてのコミュニティ施設への転換」を掲げ、公民館の運営については、地域が主体となった組織が指定管理者となり、地区住民が運営を支援するサポーター制度の運用などによって、地域が担う、地域に密着した施設を目指すこととしています。

具体的な活用方法として、地域づくりを主としたコミュニティ施設への転換、社会教育・生涯学習機能の維持、地域団体の活動拠点としての機能強化を挙げています。

⑫長浜市文化芸術振興にかかる基本方針（平成27年11月改訂）

長浜市文化芸術振興にかかる基本方針においては、「魅力ある文化都市としての基盤づくり」を基本目標に掲げ、鑑賞・発表・創作・交流など市民の文化芸術活動を支える重要な社会基盤である文化活動施設として公民館を活用していくこととしています。施設整備とあわせて市民が利用しやすい施設運営に努めることが重要であるとし、市民ニーズに沿った施設の利用・運営方法について検討し実施することとしています。また、産業分野との連携による長浜の文化的資産の活用や、情報センター・コーディネート機能の構築、長浜の文化的魅力の発信、交流の促進など、文化芸術を活かした魅力ある地域づくりを重点施策とし、地域に根ざした文化芸術の拠点づくりを挙げています。

⑬長浜市公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）

長浜市公共施設等総合管理計画では、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくこととしており、公共建築物については、適正配置、質の向上および更新費用・管理運営費の財源確保を基本方針に定めています。